

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 25 日（金）第3028号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定の解除（3件）	（森づくり推進課取扱い）	2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	3
○肥料の登録	（食の安全推進課取扱い）	3
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	3
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）	（鹿児島地域振興局取扱い）	4
	（北薩地域振興局取扱い）	4
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	（始良・伊佐地域振興局取扱い）	4
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（始良・伊佐地域振興局取扱い）	4
公 告		
○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い）	5
○一般競争入札公告	（県立大島病院取扱い）	6
公 安 委 員 会 公 告		
○警備業交通誘導警備業務2級検定実施公告	（生活安全企画課取扱い）	8

告 示

鹿児島県告示第811号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
奄美市名瀬大字浦上字緑1123番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第812号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字嘉鉄字上川原587番，588番，字城田原599番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第813号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡和泊町大字後蘭字上野俣145番1・151番1・大字谷山字松之前522番1・522番3・526番・529番1・532番1・字当田568番1・579番・666番7・669番1（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第814号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
霧島市溝辺町有川字天ヶ迫1878番7，字茶円ヶ迫2102番7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第815号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定

を解除する。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除に係る保安林の所在場所
霧島市溝辺町麓字高原迫3779番16, 3786番2, 字京ノ峯3852番5から3852番7まで, 3853番2, 3854番, 3854番1, 3855番2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第816号

いちき串木野市羽島5973番地 中島美義及びいちき串木野市浜田町85番地1 羽島漁業協同組合代表理事組合長平石良博からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市羽島区域（羽島漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてふぐかご漁業を営む漁業又は機船船びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第817号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1307号	平成26年7月9日	平成32年7月8日	肉骨粉	S F K チキンミール	窒素全量 9.0 りん酸全量 5.0	該当なし	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地
鹿児島県肥第1308号	平成26年7月9日	平成32年7月8日	肉骨粉	S F K 肉骨粉	窒素全量 9.0 りん酸全量 5.0	該当なし	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地
鹿児島県肥第1309号	平成26年7月9日	平成32年7月8日	肉かす粉末	S F K 肉かす粉末	窒素全量 10.0	該当なし	サンテグレ株式会社	曾於市末吉町南之郷158番地

鹿児島県告示第818号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北薩地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成26年7月18日から平成27年2月27日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市祁答院町藺牟田地内

鹿児島県告示第819号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、

南九州市長から平成25年 9 月 3 日鹿児島県告示第947号で告示した公共測量の実施は、平成26年 6 月 26日終了した旨の通知があった。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島地域振興局長 桑水流力郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
光愛りんごハウス	鹿児島市西陵三丁目19番8号	社会福祉法人光愛福祉会	鹿児島市西陵三丁目9番3号	山下 信照	平成26年 5月1日	児童発達支援
通所支援事業所のびーる	鹿児島市下荒田四丁目36番12号	のびーる株式会社	鹿児島市下荒田四丁目36番12号	淵本 憲雄	平成26年 5月1日	放課後等 デイサービス

北薩地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 7 月 25 日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
レストケア出水デイ・ホスピスセンター蘭	出水市上知識町806番地	株式会社エルリストン	出水市上知識町806番地	森口 隆則	平成26年 5月12日	児童発達支援・放課後等 デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第21号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成26年 7 月 25 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスこくぶ太陽の子	霧島市国分中央一丁目24番24号	株式会社ケイン	鹿屋市西原四丁目12番15号	郷原 建樹	平成26年 5月31日	放課後等 デイサービス
放課後等デイサービスはやと太陽の子	霧島市隼人町真孝149番地1	株式会社ケイン	鹿屋市西原四丁目12番15号	郷原 建樹	平成26年 5月31日	放課後等 デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定

障害児通所支援事業者として指定した。

平成26年 7 月 25 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
通所支援事業所 はなうた	始良市船津2594 番地2	特定非営利活動 法人はなうた	始良市船津2594 番地2	木場 武春	平成26年 5月1日	放課後等 デイサー ビス

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成26年7月25日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年7月25日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 7 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ屋久島店
熊毛郡屋久島町小瀬田826番34 外8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年 3 月 11 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,601平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北東側及び南東側 106台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物北東側 8台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南西側 10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成26年 7 月 10日

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 7 月 25日

県立大島病院長 眞田純一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
建築物の清掃サービス（県立大島病院（救命救急センター）の清掃業務）
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成26年 9 月 1 日から平成27年 3 月 31日まで
- (4) 履行場所
県立大島病院（救命救急センター）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有する者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を3人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に2年以上の経験を有する者を2人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者を配置することが可能であると認められる者であること。
- (9) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年 8 月 19 日 午後 1 時 30 分

イ 場所 県立大島病院研究室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 県立大島病院総務課

(イ) 交付期限 平成26年 8 月 8 日 午後 5 時

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。

8 最低制限価格

設定する。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県立大島病院総務課
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
電話番号 0997-52-3611
ファックス番号 0997-53-9017

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務2級検定を次のとおり実施する。

平成26年7月25日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
平成26年10月25日（土）午前9時から午後5時まで。ただし、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
 - (3) 受検定員
30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定試験の方法及び内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成26年9月16日（火）から同月26日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）に定める検定申請書（別記様式第1号）（以下「検定申請書」という。） 1通
 - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）

6 検定手数料

14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話099-206-0110（内線3032・3033）